

## 求職者支援制度に必要な経費

厚生労働省

職業安定局総務課訓練受講支援室  
人材開発統括官付訓練企画室

# 求職者支援制度の概要

## 制度創設の経緯

- 平成20年秋のリーマンショック後の、いわゆる「派遣切り」に代表される、非正規雇用労働者を中心とする大規模な雇用調整の発生や長期失業者割合の増加、3人に1人が非正規雇用労働者となる労働市場の変化による恒常的、構造的な問題の顕在化
- 雇用保険を受給できない求職者に対して、**最後のセーフティネットである生活保護制度に至る前に、雇用保険制度へ戻す第二のセーフティネットを恒常的に整備する必要**

求職者支援制度の創設（平成23年10月1日施行）

## 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら無料の職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップを目指す制度
- ハローワークにおいて、訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで一貫した就職支援を実施
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練の受講が可能

## スキーム



# 求職者支援制度をめぐる動向

## 新型コロナウイルス感染症禍における対応

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者（非正規雇用労働者等）を対象に雇用保険と生活保護との間にある第二のセーフティネットとして機能することが求められている。
- ⇒ コロナ禍においては、特に女性の割合が多い非正規雇用労働者の離職やシフト減等の雇用への影響が生じていたことから、こうした層を適切に支援する観点から様々な特例措置（※1）を講じてきた。

（※1）職業訓練の対象者人員の拡大、職業訓練受講給付金の受給要件の特例（出席要件や世帯収入要件等）や訓練基準の柔軟化（短期間・短時間訓練コースの設定）などを実施。コロナ禍での活用実績を踏まえ、労働政策審議会において見直しを行った上で令和5年4月に恒久化（訓練基準の柔軟化は令和5年度末まで特例措置を継続）。

## デジタル人材の育成・確保への対応

- デジタル田園都市国家構想が掲げるデジタル技術による社会課題解決を進めるためには、その担い手となるデジタル人材の育成・確保が不可欠となっているなか、現状ではデジタル人材が大幅に不足。このため「職業訓練のデジタル分野の重点化」を重点領域の一つとして政府全体で計画的に取り組むこととしている。
- ⇒ 政府方針（※2）も踏まえつつ、成長分野であるデジタル分野の訓練コースの設定を促進するため、デジタル分野の訓練コースに対する奨励金増額等の措置によりデジタル人材の育成に取り組んできた。

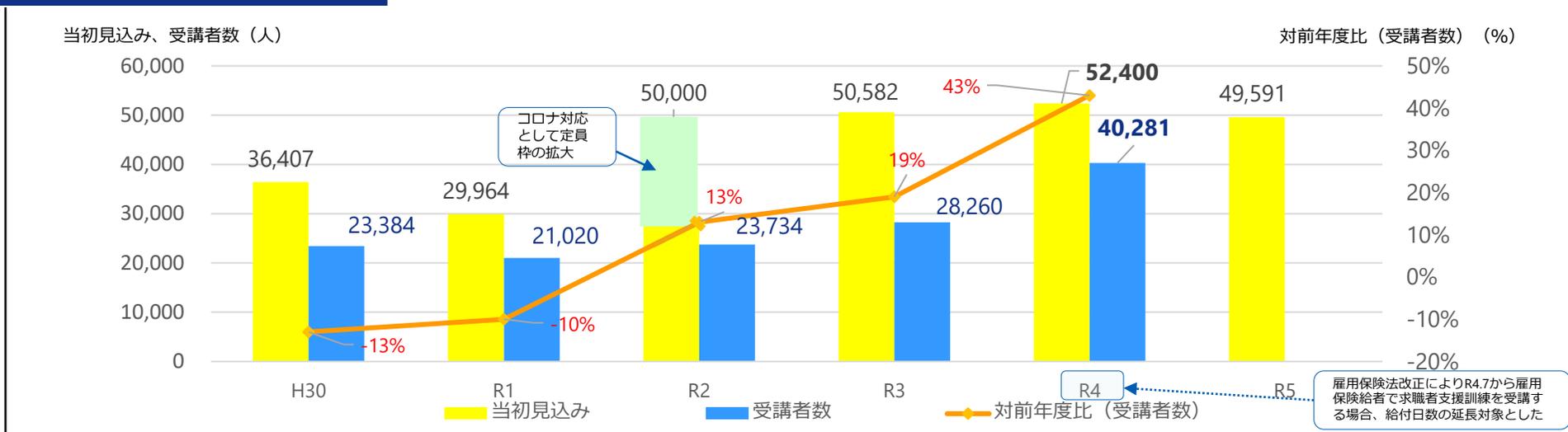
（※2）「デジタル田園都市国家総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材の育成が必要とされているほか、「三位一体の労働市場改革の指針」（令和5年5月16日新しい資本主義実現会議決定）においても、成長分野への労働移動の円滑化、リ・スキリングによる能力向上支援等を一体で進めることとされている。

# 求職者支援制度の現状① 受講状況と周知広報の取組

## 当初見込み・受講者数

○受講者数は増加傾向にあるものの対象者人員（当初見込み）には届いていない状況

※平成29年度以前のデータはp.10に掲載



## 周知広報の取組

○SNS等を含め様々な周知・広報を展開。引き続き、積極的な周知が必要

(訓練を知った端緒の調査では、ハローワーク窓口 約53%、当省のホームページ・インターネット広告・SNS経由 約23%)

### ○インターネット広告

- YouTubeでのPR動画の配信、Google、Yahoo!バナー広告掲載

### ○SNSを活用したプッシュ型広報

- Twitter、LINE、Facebook、Instagramでの情報発信
- 首相官邸メルマガ、内閣府男女共同参画メルマガなどでの情報発信

### ○民間サイト、雑誌などへの掲載

- 民間求人サイト、求人情報誌などへの周知用バナーや制度情報掲載

### ○対象者を絞ったリーフレットによる周知

- 女性向けデジタル分野や介護分野等に特化したリーフレットによる周知

### ○労働局、ハローワークでの広報

- SNSでの管内実施訓練コース情報の発信、公共交通機関を活用した周知

- ◎ PR動画視聴回数 380万回(R5.5月時点)
- ◎ Googleバナー表示回数 4,200万回
- ◎ Yahoo!バナー表示回数 2,800万回
- ◎ LINE動画表示回数 400万回



↑ [PR動画]



↑ [各種周知用バナー]



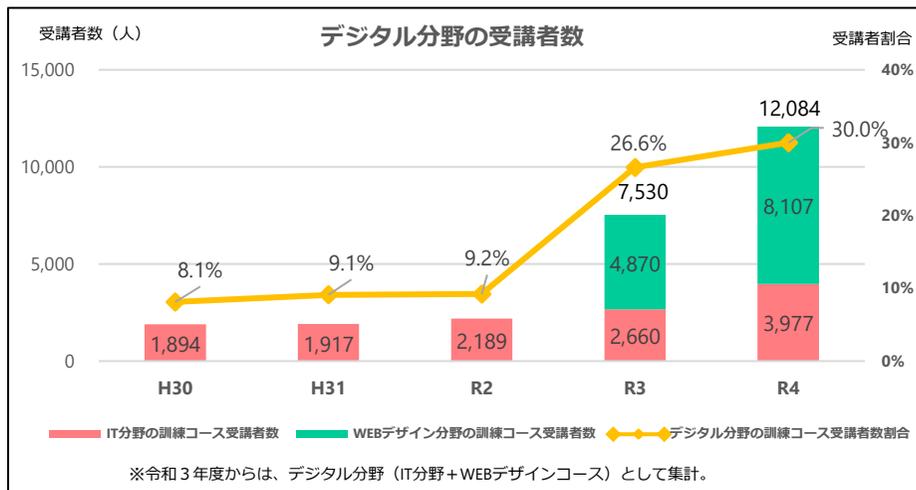
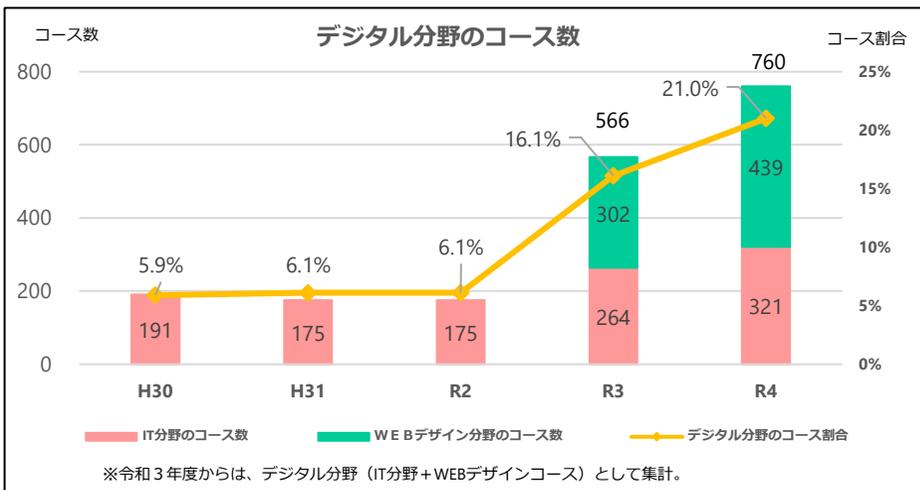
↑ [新宿駅西口大型ディスプレイ] ↑ [ラッピングバス]

← [女性向けデジタル訓練リーフレット]

# 求職者支援制度の現状② デジタル分野の状況

## デジタル分野の設定、受講状況

○デジタル分野の訓練は増加傾向にあるが、就職率は全体と同じ水準にとどまっている  
 (デジタル分野の就職率 60.0% 求職者支援訓練(実践コース)の就職率 60.0%(R3年度))



(参考) デジタル分野の訓練コースの例

訓練分野	訓練コース	訓練内容の例	取得できる資格の例	就職先の例	①応募倍率 (R4) ②就職率 (R3)
IT	ITエンジニア養成科	HTML・CSS・JavaScript・PHP・Javaなどのプログラミング言語の基礎を習得し、ECサイトやアプリの開発ができるようになることを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>PHP技術者認定試験</li> <li>基本情報技術者試験</li> <li>Oracle Certified Java Programmer</li> <li>Javaプログラミング能力認定試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WEB開発会社</li> <li>ソフトウェア開発会社</li> <li>ソーシャルゲーム会社</li> </ul>	①1.13倍 ②58.5%
デザイン	WEBデザイナー養成科	WEBサイト制作、イラスト作成、フォトデータ加工、HTML/CSSコーディング、プレゼン資料の制作等に関する知識や技能を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブデザイン技能検定</li> <li>WEBクリエイター能力認定試験</li> <li>Photoshopクリエイター能力認定試験</li> <li>Illustratorクリエイター能力認定試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインショップ運営会社</li> <li>スマートフォンアプリ開発会社</li> <li>WEB制作会社</li> </ul>	①1.49倍 ②60.9%

【参考】  
 求職者支援訓練(実践コース)  
 ①1.09倍  
 ②60.0%

# 論点と見直しの方向性

## 論点

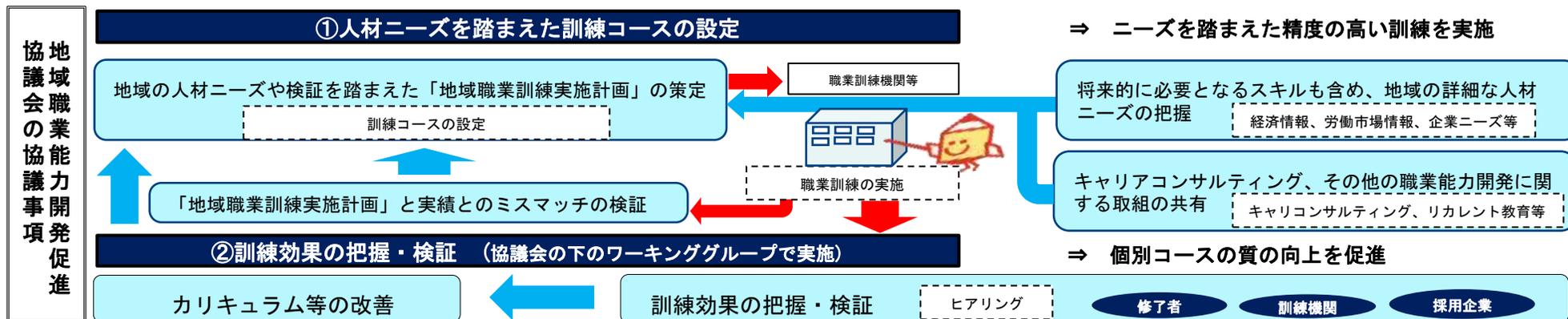
- 受講者数は増加傾向にあるものの対象者人員（当初見込み）には届いておらず、求職者支援訓練の利用を促進するための方策を検討するべきではないか。（適切な訓練規模や効果的な周知の在り方）
- デジタル分野の職業訓練への重点化を進める中で、効果的な訓練コースの設定や就職支援を強化するべきではないか。

## 見直しの方向性

### 訓練設定の改善

- 今後のデジタル分野等の技術革新や企業のニーズを的確にとらえるため、法定化された地域職業能力開発促進協議会において、労使団体など幅広い関係者に参画いただき、地域における今後の産業展開を踏まえた適切な訓練コースの設定を促進するとともに、訓練修了者やその採用企業に対するヒアリング等を通じて、訓練効果の把握・検証を行い、訓練内容の改善を図る。

### <参考> 地域職業能力開発促進協議会（令和4年10月施行）



# 論点と見直しの方向性

## 受講者等への支援強化（周知広報を含む）

- ハローワークにおいて訓練科目の内容、取得できる資格、主な就職先、施設の特徴などの職業訓練コースの具体的な内容について、求職者が理解を深めるための取組（※1）を積極的に進める。

（※1）コロナ禍で中断していた訓練実施施設によるハローワークでの説明会や見学会等の開催、訓練修了者の就職先や就職率など就職状況に係る情報発信など

- ハローワークにおける求職者への周知のほか、地方公共団体など関係機関との連携（※2）や、各種メディアを活用し、令和5年4月の制度改正を含めた制度の周知や訓練コース情報の発信など、周知広報を重点的に実施していく。

（※2）本制度の主な対象者は、雇用保険を受給できない者であり、生活保護受給者（その他世帯）や児童扶養手当受給者、生活困窮者など就労による自立を図る必要がある層も含まれていることから、福祉事務所等と連携した対象層の利用促進も重要。

## デジタル分野の訓練の就職率向上

- 引き続きデジタル分野への重点化を図りつつ、企業が求める人材ニーズに応じたデジタル分野コースの充実や企業実習を組み込んだコースの設定（※3）を促進するとともに、求職者に対するデジタル分野の就職状況に関する情報提供（※4）やハローワークにおける職業訓練修了者歓迎求人や未経験者応募可能求人の確保など就職支援を強化していく。

（※3）①デジタル分野の資格取得を目指す訓練コースへの奨励金増額、②就労に結びつくよう、実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだ訓練コースへの奨励金増額、③オンライン訓練におけるパソコン等の貸与促進などによりデジタル分野のコース充実等を図っていく。

（※4）デジタル分野の訓練コース内容に加えて就職率、賃金情報などを職業相談の過程等で受講希望者へ提供することにより、デジタル分野への理解促進を図るとともに受講意欲の喚起を図る。

## <参考資料> 求職者支援訓練修了者の実施状況等（概要）

### 就職率の推移

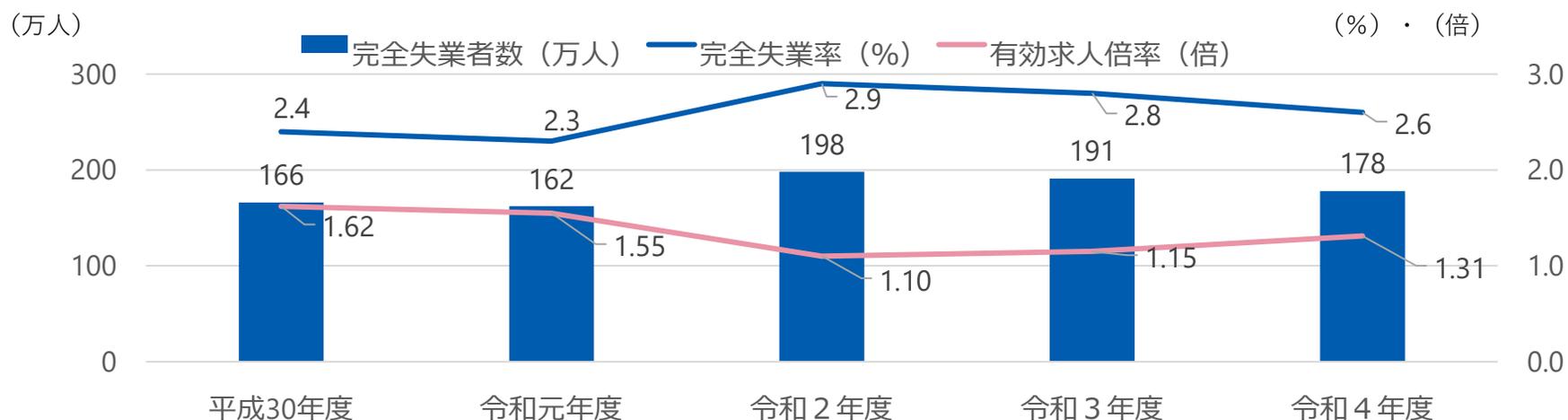
就職率（％）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基礎コース	59.6	56.5	52.5	53.9	54.0
実践コース	63.9	62.4	60.0	60.0	58.2

※令和4年度は令和4年8月末までに終了したコースについて集計

### コース数等の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
コース数	2,557	2,263	2,300	2,791	3,256
定員数	41,093	36,127	36,479	45,404	55,373
定員充足率	56.9	58.2	65.1	62.2	72.7
応募倍率	0.70	0.73	0.91	0.85	1.06

### 雇用失業情勢の推移



# <参考資料> 都道府県別 申請・認定・開講コース数（令和4年度）

	申請数	認定数	開講数	認定率	開講率
北海道	172	170	145	98.8%	85.3%
青森	61	61	54	100.0%	88.5%
岩手	60	60	56	100.0%	93.3%
宮城	69	68	62	98.6%	91.2%
秋田	42	42	31	100.0%	73.8%
山形	62	60	52	96.8%	86.7%
福島	54	54	51	100.0%	94.4%
茨城	106	105	99	99.1%	94.3%
栃木	75	73	61	97.3%	83.6%
群馬	63	63	53	100.0%	84.1%
埼玉	68	67	56	98.5%	83.6%
千葉	145	143	131	98.6%	91.6%
東京	406	395	367	97.3%	92.9%
神奈川	131	127	126	96.9%	99.2%
新潟	54	51	48	94.4%	94.1%
富山	38	36	32	94.7%	88.9%
石川	21	21	17	100.0%	81.0%
福井	30	30	28	100.0%	93.3%
山梨	31	31	24	100.0%	77.4%
長野	104	100	89	96.2%	89.0%
岐阜	48	48	45	100.0%	93.8%
静岡	60	59	57	98.3%	96.6%
愛知	107	105	96	98.1%	91.4%
三重	36	36	33	100.0%	91.7%
滋賀	24	24	20	100.0%	83.3%

	申請数	認定数	開講数	認定率	開講率
京都	71	66	60	93.0%	90.9%
大阪	470	446	411	94.9%	92.2%
兵庫	121	109	89	90.1%	81.7%
奈良	60	52	45	86.7%	86.5%
和歌山	63	63	55	100.0%	87.3%
鳥取	31	31	24	100.0%	77.4%
島根	26	26	25	100.0%	96.2%
岡山	31	31	27	100.0%	87.1%
広島	53	48	44	90.6%	91.7%
山口	28	25	25	89.3%	100.0%
徳島	52	51	46	98.1%	90.2%
香川	43	42	41	97.7%	97.6%
愛媛	44	43	36	97.7%	83.7%
高知	25	25	22	100.0%	88.0%
福岡	193	190	170	98.4%	89.5%
佐賀	32	32	32	100.0%	100.0%
長崎	42	41	35	97.6%	85.4%
熊本	63	63	59	100.0%	93.7%
大分	43	43	23	100.0%	53.5%
宮崎	80	80	72	100.0%	90.0%
鹿児島	36	36	35	100.0%	97.2%
沖縄	59	54	47	91.5%	87.0%
<b>合計</b>	<b>3,733</b>	<b>3,626</b>	<b>3,256</b>	<b>97.1%</b>	<b>89.8%</b>

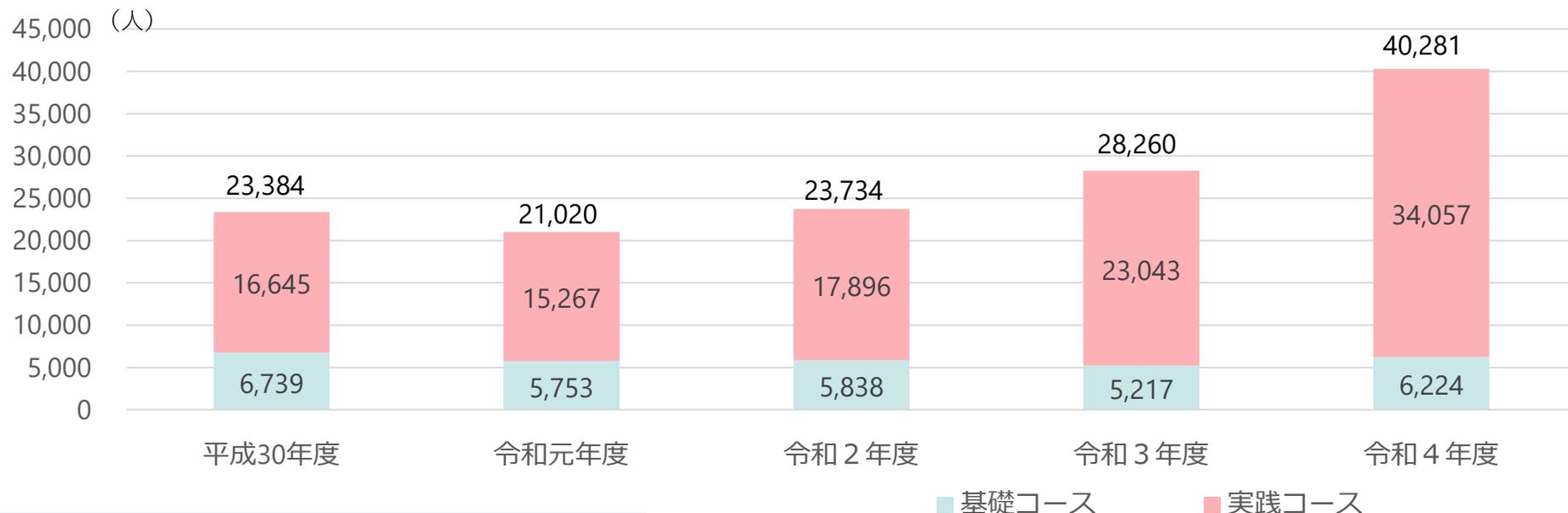
【参考】

令和3年度	3,612	3,508	2,791	97.1%	79.6%
-------	-------	-------	-------	-------	-------

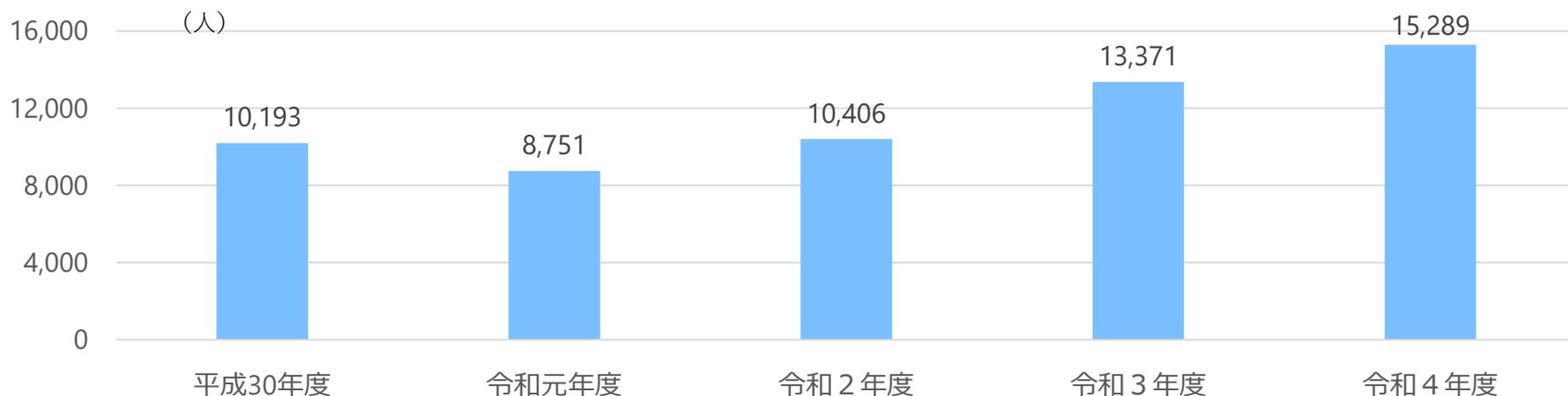
※令和4年度に開始した訓練コースについて集計。  
 ※認定率 = 認定数/申請数、開講率 = 開講数/認定数

## <参考資料> 求職者支援訓練の受講者数・給付金の受給者数

### 求職者支援訓練 受講者数の推移

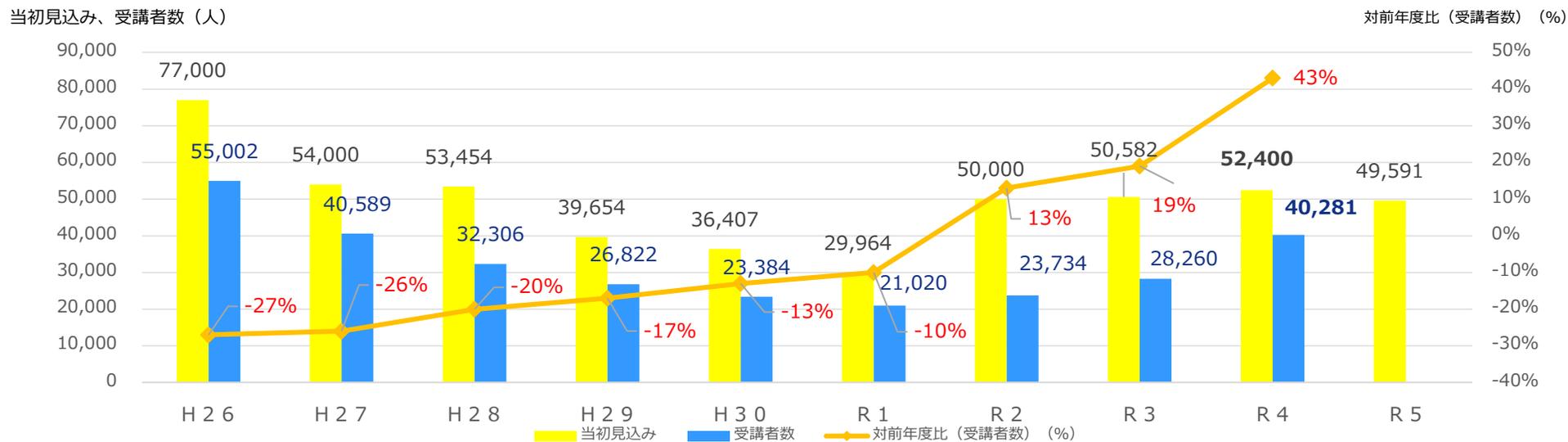


### 職業訓練受講給付金 受給者数の推移

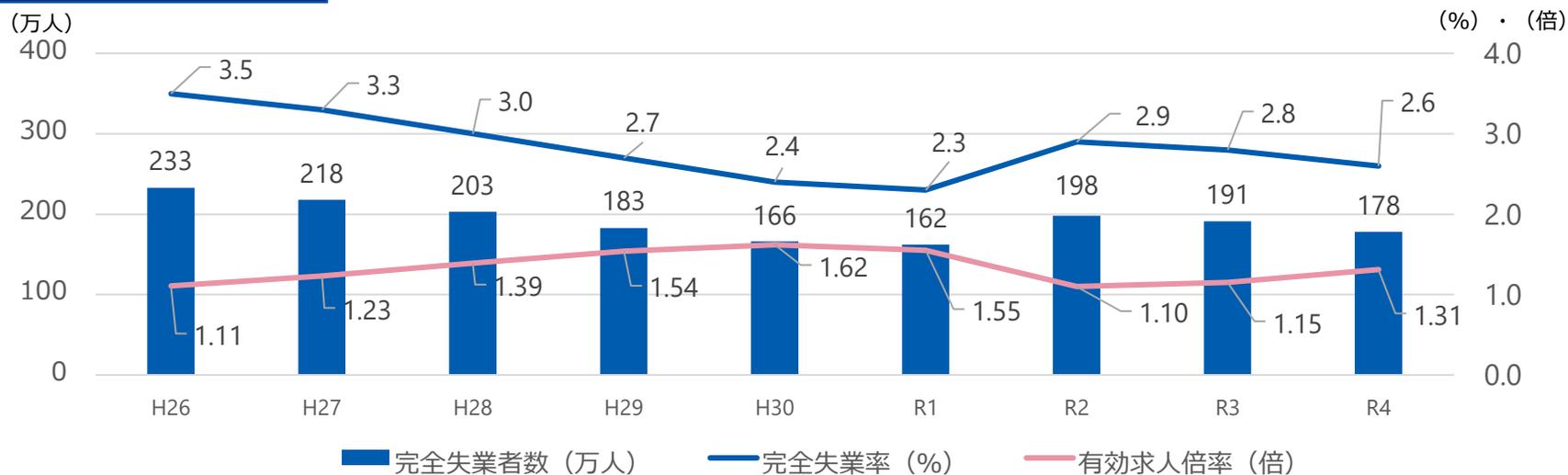


# <参考資料> 当初見込み・受講者数、雇用失業情勢

## 当初見込み・受講者数の推移



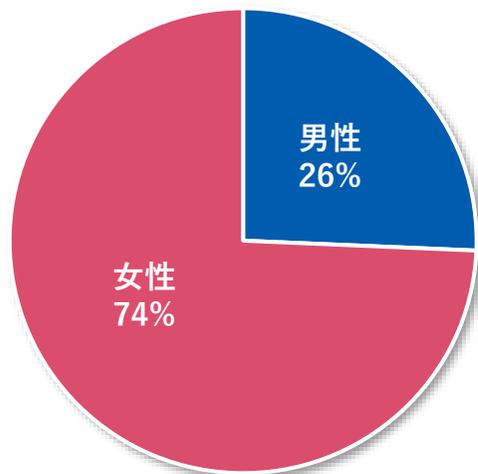
## 雇用失業情勢の推移



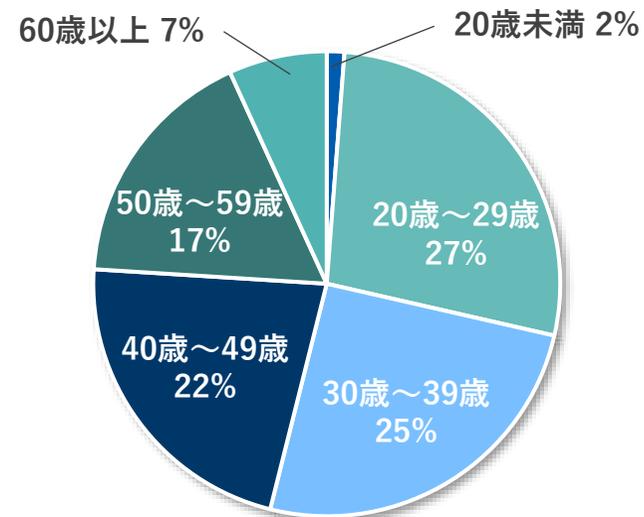
# <参考資料> 求職者支援訓練受講者数・給付金受給者数の男女別、年齢階層別割合（令和4年度）

## ① 求職者支援訓練受講者数

[男女別割合]

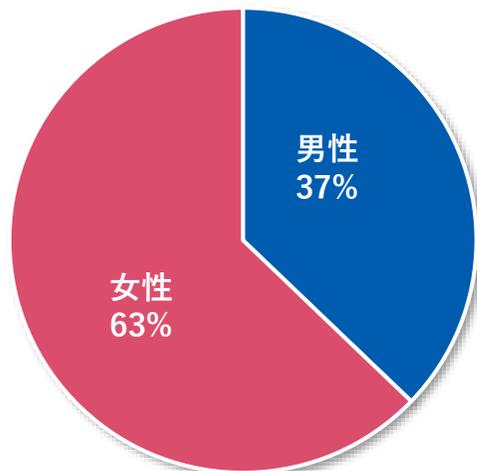


[年齢階層別割合]

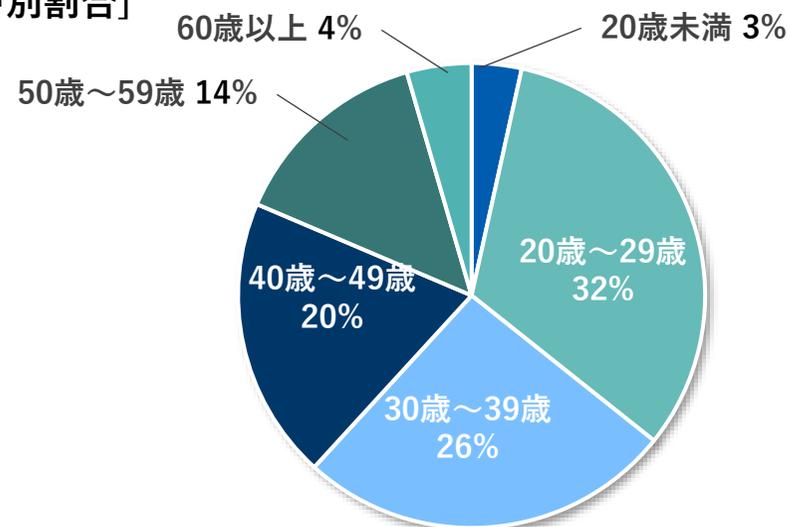


## ② 職業訓練受講給付金受給者

[男女別割合]



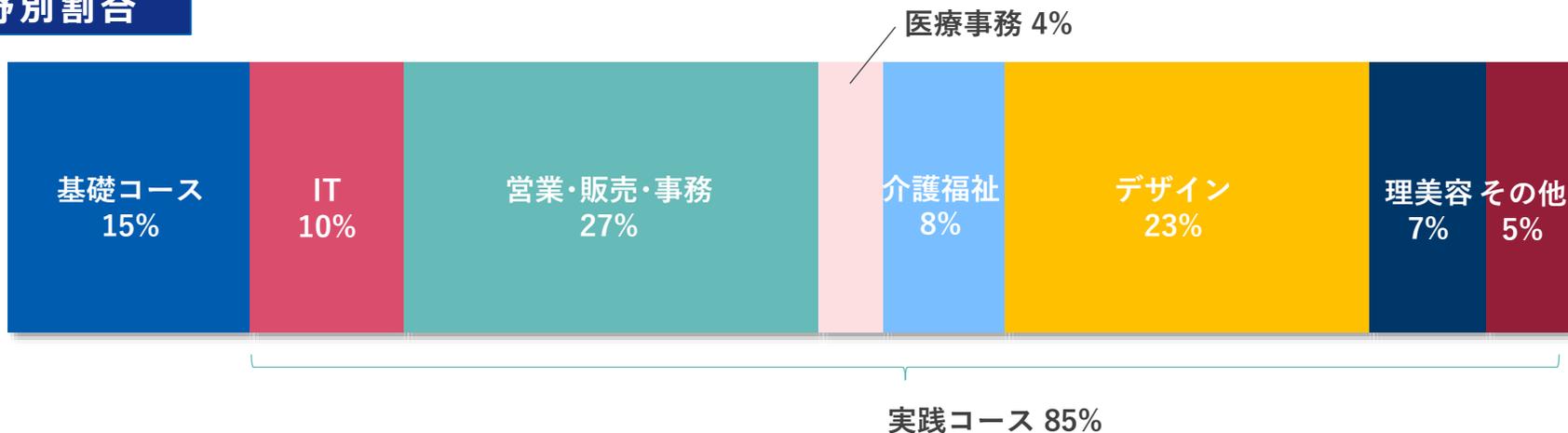
[年齢階層別割合]



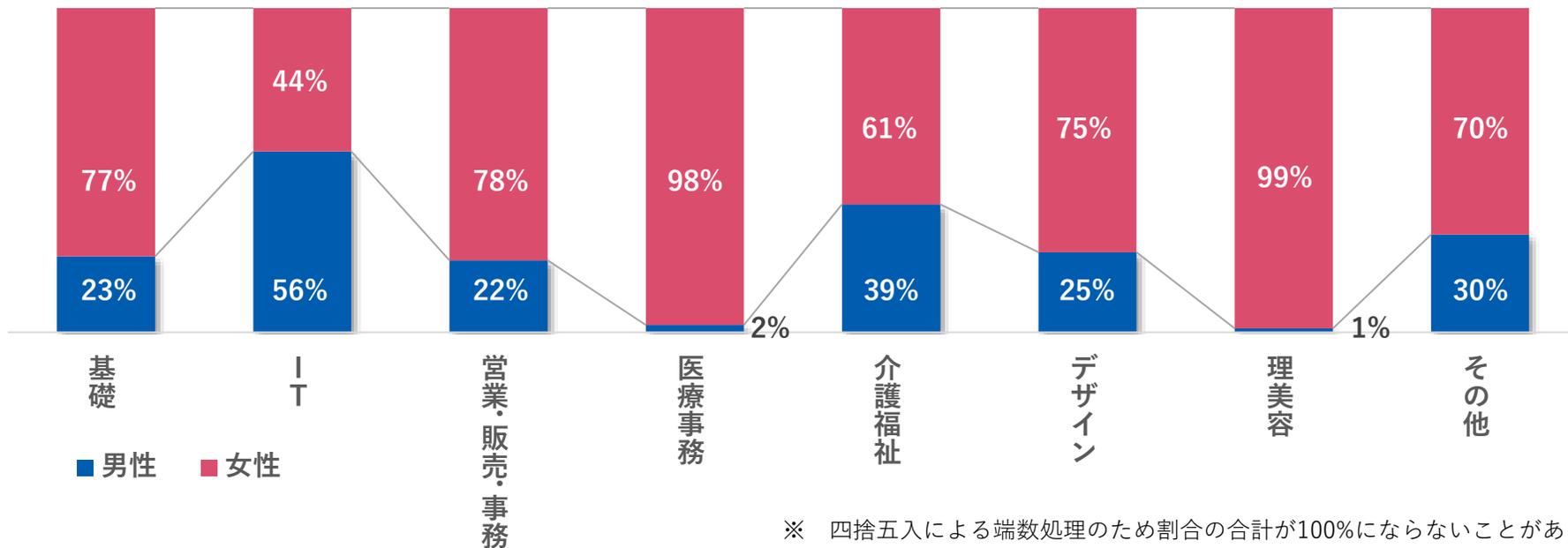
※ 四捨五入による端数処理のため割合の合計が100%にならないことがある

# <参考資料> 求職者支援訓練受講者数の分野別割合（令和4年度）

## ① 分野別割合



## ② 分野別、男女割合



※ 四捨五入による端数処理のため割合の合計が100%にならないことがある

## <参考資料> 求職者支援訓練の分野別実施状況（令和3年度）

	基礎コース	実践コース							
			IT	営業・事務・販売	医療事務	介護・医療・福祉	デザイン	理容・美容	その他
コース数	582	2,209	221	832	122	292	374	195	173
定員	9,061	36,343	3,837	12,945	1,875	4,742	7,277	3,095	2,572
受講者数	5,217	23,043	2,651	7,314	1,105	2,449	5,863	2,068	1,593
定員充足率	57.6%	63.4%	69.1%	56.5%	58.9%	51.6%	80.6%	66.8%	61.9%
応募倍率	0.72	0.88	1.01	0.70	0.72	0.63	1.33	0.91	0.85
就職率	53.9%	60%	58.7%	55.4%	66.2%	70.3%	60.7%	60.2%	58.7%

## <参考資料> 求職者支援制度の概要

### 制度活用の要件

#### 訓練受講の要件

A

- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- **雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと**
- 労働の意思と能力があること
- 訓練受講が必要とハローワークが認めたこと

#### 職業訓練受講給付金の支給要件

B

- **本人収入が月8万円以下**
- **世帯全体の収入が月30万円以下**
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- **訓練の8割以上に出席している**  
※病気などのやむを得ない事情による欠席の理由を証明できる場合に限る  
 育児・介護中の者や求職者支援訓練（基礎コース）の受講者は、欠席の理由を証明できなくとも2割までの欠席を認める
- 世帯に同時に職業訓練受講手当を受給している者がいない
- 過去3年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない

注) 職業訓練受講手当の対象とならない者のうち、収入が一定額以下の者（※）については、通所手当のみ受給可  
 ※ 本人収入12万円以下、かつ世帯収入34万円以下

### 主な対象者

#### 給付金を受けて訓練を受講している者 [AとBに該当する者]

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者、フリーランス・自営業を廃業した方、雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートで働きながら、正社員への転職を目指す方など

#### 給付金を受けずに訓練を受講している者（無料の職業訓練のみ受講） [Aのみ該当する者]

離職者	親や配偶者と同居し収入がある方など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

### 職業訓練受講給付金の支給額等

（※）希望者には求職者支援資金融資もあり。

職業訓練受講手当	<b>月10万円</b> ※ やむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合、原則不支給となるが、育児・介護中の者及び求職者支援訓練（基礎コース）の受講者については、減額したうえで受給可
通所手当	<b>訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）</b>
寄宿手当	<b>月10,700円</b> ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに受給可

## <参考資料> 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された地域職業訓練実施計画に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練などを受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練  
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される  
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和6年3月末までで特例として1か月から2年）

### 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	<u>2か月から4か月</u>	
	訓練分野	<u>ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科</u> など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	<u>3か月から6か月</u> （就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） <u>※在職中の方等で訓練期間や訓練時間に配慮が必要な方を対象とした訓練コースは2週間から</u> （令和6年3月末までの特例措置）	
	訓練分野	<u>IT</u> <u>営業・販売・事務</u> <u>医療事務</u> <u>介護福祉</u> <u>デザイン</u> <u>その他</u>	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など OA経理事務科、営業販売科など 医療・介護事務科、調剤事務科など 介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科など 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

### 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

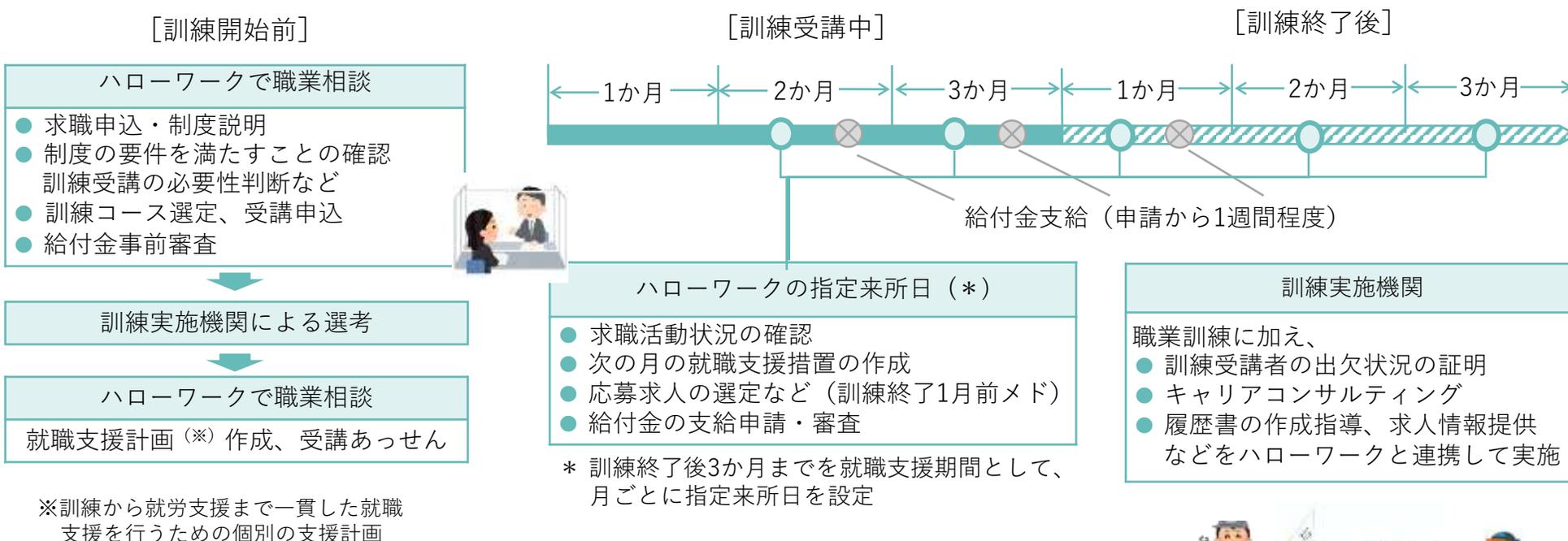
基礎コース	<u>受講者数に応じて定額を支給</u> <u>6万円/人月</u>
実践コース	訓練修了者のうち、 <u>安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給</u> <u>60%以上：7万円/人月、35%以上60%未満：6万円/人月、35%未満：5万円/人月</u>

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給。

## <参考資料> 求職者支援訓練受講者に対する就職支援のながれ

- ハローワークでは、職業訓練受講前の段階から、訓練受講中、就職までの一貫した就職支援を実施しており、職業訓練の情報提供や、訓練受講者ごとの**就職支援計画の作成**、訓練受講中における訓練実施機関と連携した支援など、**訓練開始前から訓練終了後の就職に至るまで、就職に向けた個別・伴走型できめ細かな支援**を行う

### 就職支援のながれ（3か月訓練の例）



# <参考資料> 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成

令和5年度当初予算 86億円 (65億円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月閣議決定)において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされている。

このため、公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練において、民間訓練実施機関に対して、①デジタル分野の資格取得を目指す訓練コースの委託費等の上乗せ、②企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せを行うほか、③オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金(職業訓練受講給付金)の支給を通じて早期の再就職等を支援する。

さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)において、在職者に対する④DXに対応した生産性向上支援訓練機会を提供し、中小企業等のDX人材育成を推進する。

## 2 事業の概要

### ①デジタル分野の委託費等の上乗せ

デジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースで、就職率等が一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ(IT分野の訓練コースは、一部地域を対象に更に1万円上乗せ)

### ②企業実習を組み込んだコースの委託費等の上乗せ

就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せ

### ③オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

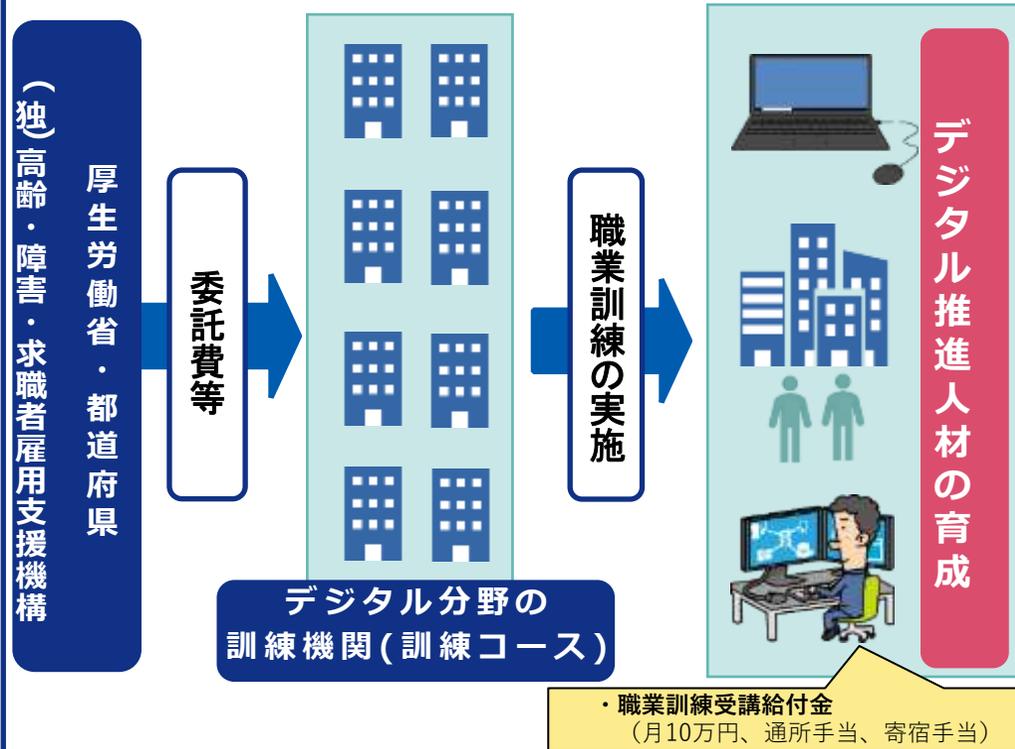
デジタル分野のオンライン訓練(eラーニングコース)において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

### ④生産性向上支援訓練(DX関連)の実施

中小企業等の在職者に対して、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練(DX関連)による訓練機会提供

※①~③は令和8年度末までの時限措置

## 3 スキーム・実施主体等



## < 参考資料 > 訓練効果

求職者支援訓練の受講により雇用保険が適用された就職の実現可能性を高める効果があり、制度創設の趣旨に沿った第二のセーフティネットとしての役割を果たしていることがわかる。

「訓練受講なし」入職割合 28%、「訓練受講あり」入職割合 48%（※）

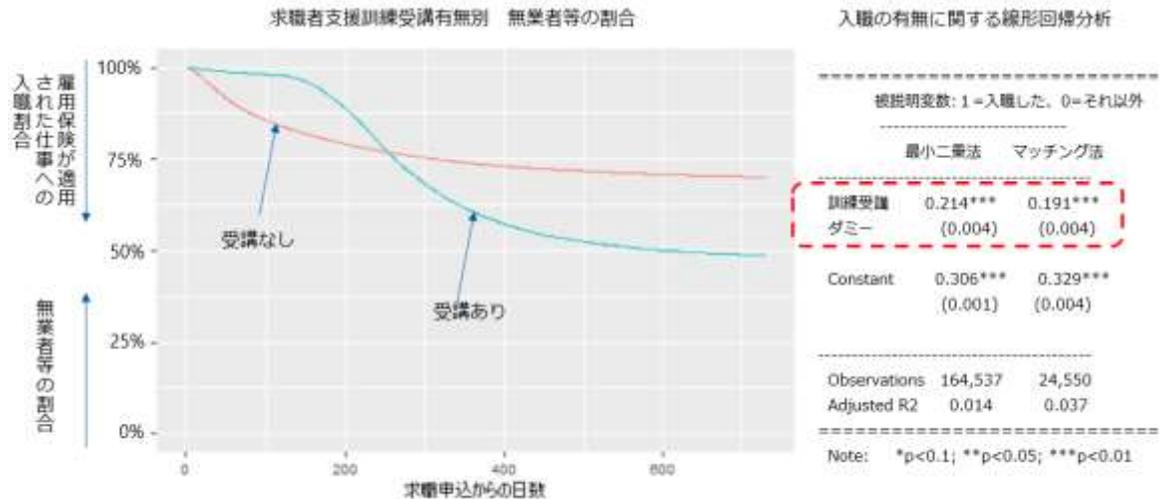
※求職申込みから500日後の入職割合

令和5年4月 経済財政諮問会議  
経済・財政一体改革推進委員会  
E B P Mアドバイザーボード（第9回）資料

求職申込から雇用保険が適用された仕事への入職までの期間を見ると、求職申込から150日経過あたりから、**求職者支援訓練の受講者における無業者等の割合が大きく低下（雇用保険が適用された仕事への入職が増加）**している。

※ハローワークに求職申込みをした者のうち求職者支援訓練「受講あり」約1.2万人、「受講なし」約15万人を分析の対象としている。  
（対象期間前に雇用保険データが無く、基本手当を受給していない者を抽出

### 雇用保険が適用された仕事への入職割合



※Kaplan-Meier法によってグラフを表示している。  
※訓練非受講者は、マッチングを行う前のサンプルを用いた結果である。  
※2017年以降に求職申込をした者が、2019年までに雇用保険が適用された仕事に就職しているかを把握している。  
※無業者等には、雇用保険が適用されない仕事への就職や自営業の開始等が含まれる。

## <参考資料> コロナ禍で講じていた特例措置（令和5年3月末までの時限措置）

### ① 職業訓練受講給付金の本人収入要件

- ・ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくするため、**月8万円以下を「月12万円以下」に引き上げる。**

### ② 職業訓練受講給付金の世帯収入要件

- ・ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、訓練を受講しやすくするため、**月25万円以下を「月40万円以下」に引き上げる。**

### ③ 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

- ・ 病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認めるを、**理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める。**

※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくする

※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額

### ④ 訓練対象者の拡大

- ・ 働きながら訓練を受講して正社員転換などを目指す非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進するため、「**転職せずに働きながらスキルアップを目指す者**」についても訓練対象者に追加する。

### ⑤ 訓練基準の要件緩和

- ・ 在職中の求職者、育児・介護や健康上の事情を抱える者の他、自身に不足する必要なスキルを学び早期の再就職を希望する離職者の訓練受講を容易にするため、**短い期間や時間の訓練コースの設定を可能とする。**

【訓練期間】 2か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】 月100時間以上→月60時間以上

※1 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用。

※2 ②～④は要件を一部見直し、恒久化（①は廃止）、⑤は令和5年度末まで継続。

## <参考資料> 令和4年度末に実施した求職支援制度の見直し内容

○労働政策審議会職業安定分科会・人材開発分科会においてコロナ禍での特例措置の在り方を検討の上、求職者支援制度の見直しを実施し、令和5年4月から適用。

### ① 職業訓練受講給付金の世帯収入要件の緩和

恒久措置

- ・ 配偶者や親と同居している者の訓練受講を容易にするため、**コロナ禍前の世帯収入の要件（月25万円以下）を「月30万円以下」に引き上げる。**

### ② 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

恒久措置

- ・ **訓練受講に配慮が必要な者**（就労経験が少ない者や育児・介護中の者）の受講促進を図るため、これらの者に限り、**欠席の理由を証明できない場合であっても、訓練実施日の2割までは欠席を認める**（※）。  
（※）コロナ禍前は訓練全実施日に出席が必要、病気等の証明できるやむを得ない理由による訓練の欠席は2割まで認める。

### ③ 通所手当の支給対象の拡大

恒久措置

- ・ 職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象とならない者のうち、**収入が一定額以下の者**（※）について、訓練受講を容易にするため、**新たに通所手当のみを支給する。**

（※）本人収入12万円以下、世帯収入34万円以下

（注）職業訓練受講給付金＝職業訓練受講手当（月10万円）＋通所手当＋寄宿手当

### ④ 訓練対象者の拡大

恒久措置

- ・ 職業能力の向上を希望する非正規雇用労働者の主体的なスキルアップを促進するため、「**働きながらスキルアップを目指す者**（雇用保険被保険者ではない在職者であり、将来的な転職を希望する者）」についても**訓練対象者に追加する。**

### ⑤ 訓練基準の要件緩和

令和5年度末迄

- ・ 在職中の求職者、育児・介護や健康上の事情を抱える者の他、自身に不足する必要なスキルを学び早期の再就職を希望する離職者の訓練受講を容易にするため、**短い期間や時間の訓練コースの設定を可能とする。**

【訓練期間】2か月～6か月→2週間～6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上